

平成28年11月24日

第6回倉吉市議会臨時会議案

倉吉市



# 報 告

平成28年11月第6回倉吉市議会臨時会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成28年11月24日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

## 記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		



目 次

報告第15号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）…………… 1	
議案第85号	専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第3号））	別冊
議案第86号	専決処分について（平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第2号））	
議案第87号	専決処分について（平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））	
議案第88号	専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第4号））	別冊
議案第89号	専決処分について（平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第3号））	
議案第90号	専決処分について（平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第3号））	
議案第91号	専決処分について（平成28年度倉吉市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号））	
議案第92号	専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第5号））	別冊
議案第93号	平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第94号	倉吉市税条例及び倉吉市国民健康保険条例の一部改正について…………… 3	



報告第15号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年11月24日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第15号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年10月25日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 40,000円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日 平成28年6月20日
  - (2) 事故発生場所 倉吉市南昭和町14番地先
  - (3) 事故状況 市職員が、公園の草刈り作業中、草刈り機によって石が飛び跳ね、隣接する店舗のガラスを破損し相手方に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

議案第94号

倉吉市税条例及び倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市税条例及び倉吉市国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年11月24日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例及び倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(移動項を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(移動後項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>
<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第95条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第95条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>
<p>(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第96条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 前条第3項の規定は、第2項及び第3項の規定によって減免を受けようとする者について準用す</u></p>	<p>(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第96条 略</p> <p>2及び3 略</p>

<p>る。</p> <p><u>5</u> 前条第4項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p><u>4</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>
---	--

(倉吉市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 倉吉市国民健康保険条例(昭和63年倉吉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の倉吉市税条例の規定は、平成28年10月21日以後に納期限が到来する市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税について適用する。

3 第2条の規定による改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、平成28年10月21日以後に納期限が到来する国民健康保険料について適用する。